

# 中国における集積回路企業およびソフトウェア企業に係る優遇税制(1)

Issue 15, November 2022

## In brief

中国政府は、情報産業の発展を推進すべく、2000 年以降、約 10 年ごとに情報産業の中核となる集積回路産業およびソフトウェア産業の発展を奨励する国務院通知を公表しています。そのたびに具体的な財政・税収政策、投融資政策、研究開発政策、輸出入政策、人材政策、知的財産権政策、市場応用政策および国際協力政策などを打ち出して、国を挙げて集積回路企業およびソフトウェア企業の発展を支援してきています。

本ニュースレターでは、集積回路企業およびソフトウェア企業に係る優遇税制のうち、企業所得税に関する税制の概要について解説します。

## In detail

### 1. 企業所得税に関する優遇税制

対象企業/プロジェクト	現在有効な優遇税制	備考
1. 国家が奨励する集積回路の線幅が 28 ナノメートル(以下、nm)以下、かつ経営期間が 15 年以上の集積回路生産企業またはプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>利益計上年度(プロジェクトの場合は 1 回目の生産経営収入獲得年度)から起算し、1 年目から 10 年目まで企業所得税を免除します。</li> <li>国家が奨励する集積回路生産企業リストに該当する年度前 5 納税年度に発生した欠損金を翌年度以降の 10 年間、繰り越すことが認められます。</li> </ul>	—
2. 国家が奨励する集積回路の線幅が 65nm 以下、かつ経営期間が 15 年以上の集積回路生産企業またはプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>利益計上年度(プロジェクトの場合は 1 回目の生産経営収入獲得年度)から起算し、1 年目から 5 年目までは企業所得税を免除し、6 年目から 10 年目までは法定税率 25% を半減して企業所得税を徴収します。</li> <li>国家が奨励する集積回路生産企業リストに該当する年度前 5 納税年度に発生した欠損金を翌年度以降の 10 年間、繰り越すことが認められます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の優遇税制の適用要件を満たし、かつ 2019 年以前に優遇期間が開始された企業またはプロジェクトは、2020 年以降も期間満了まで過去の優遇税制を継続して適用できます。</li> <li>「集積回路産業およびソフトウェア産業の高品質発展を促進する企業所得税政策に関する公告」(財政部・税务总局・発展改革委員会・工業と情報化部公告 2020 年 45 号(以下、45 号公</li> </ul>

3. 国家が奨励する集積回路の線幅が 130nm 以下、かつ経営期間が 10 年以上の集積回路生産企業またはプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利益計上年度(プロジェクトの場合は 1 回目の生産経営収入獲得年度)から起算し、1 年目から 2 年目までは企業所得税を免除し、3 年目から 5 年目までは法定税率 25% を半減して企業所得税を徴収します。</li> <li>• 国家が奨励する集積回路生産企業リストに該当する年度前 5 納税年度に発生した欠損金を翌年度以降の 10 年間、繰り越すことが認められます。</li> </ul>	告))の規定も満たす場合には、同公告に従い優遇期間を再計算し、残りの期間において同公告の新たな優遇税制を適用できます。
4. 国家が奨励する集積回路の設計・装備・材料・パッケージ・テスト企業およびソフトウェア企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利益計上年度から起算し、1 年目から 2 年目までは企業所得税を免除し、3 年目から 5 年目までは法定税率 25% を半減して企業所得税を徴収します。</li> </ul>	—
5. 国家が奨励する重点集積回路設計企業およびソフトウェア企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利益計上年度から起算し、1 年目から 5 年目までは企業所得税を免除し、その後は税率 10% に軽減して企業所得税を徴収します。</li> </ul>	—
6. 2018 年 1 月 1 日以後に設立された投資額が 150 億元超、かつ経営期間が 15 年以上あり、2019 年 12 月 31 日以前に利益計上した集積回路生産企業またはプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利益計上年度(プロジェクトの場合は 1 回目の生産経営収入獲得年度)から起算し、1 年目から 5 年目までは企業所得税を免除し、6 年目から 10 年目までは法定税率 25% を半減して企業所得税を徴収します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 過去の優遇税制の適用要件を満たし、かつ 2019 年以前に優遇期間が開始された企業またはプロジェクトは、2020 年以降も期間満了まで過去の優遇税制を継続して適用できます。</li> <li>• 45 号公告の規定も満たす場合には、同公告に従い優遇期間を再計算し、残りの期間において同公告の新たな優遇税制を適用できます。</li> </ul>
7. 2017 年 12 月 31 日以前に設立された投資額が 80 億元超、かつ経営期間が 15 年以上あり、2019 年 12 月 31 日以前に利益計上した集積回路生産企業		
8. 2017 年 12 月 31 日以前に設立された集積回路の線幅が 0.25 ミクロン(以下、 $\mu\text{m}$ )以下、かつ経営期間が 15 年以上あり、2019 年 12 月 31 日以前に利益計上した集積回路生産企業		

<p>9. 2017年12月31日以前に設立された集積回路の線幅が0.8μm以下であり、2019年12月31日以前に利益計上した集積回路生産企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利益計上年度から起算し、1年目から2年目までは企業所得税を免除し、3年目から5年目までは法定税率25%を半減して企業所得税を徴収します。</li> </ul>	
--	--	--

出所:「ソフトウェア産業および集積回路産業の発展をさらに奨励する企業所得税政策に関する通知」(財税(2012)27号)、「集積回路産業の発展をさらに奨励する企業所得税政策に関する通知」(財税(2015)6号)、「ソフトウェアおよび集積回路産業の企業所得税優遇政策関係問題に関する通知」(財税(2016)49号)、「集積回路生産企業関係企業所得税政策問題に関する通知」(財税(2018)27号)、「集積回路設計およびソフトウェア産業の企業所得税政策に関する公告」(財政部・税務总局公告2019年68号)、「集積回路産業およびソフトウェア産業の高品質発展を促進する企業所得税政策に関する公告」(財政部・税務总局・发展改革委員会・工業と情報化部公告2020年45号)、「税収優遇政策を適用する集積回路企業またはプロジェクト、ソフトウェア企業のリスト制定業務関係要求に関する通知」(发改高技(2021)413号)、および「2022年度税収優遇政策を適用する集積回路企業またはプロジェクト、ソフトウェア企業のリスト制定業務関係要求に関する通知」(发改高技(2022)390号)

集積回路企業またはプロジェクト、ソフトウェア企業が複数の減免税優遇税制の適用要件を同時に満たす場合には、そのうちの1つの優遇税制を選択して適用します。また、過去の優遇税制の適用を開始した後でも、新たな優遇税制の適用要件を満たす場合には、途中から後者を適用できる場合があります。

## The takeaway

今後も、中国政府は、国家戦略として集積回路産業およびソフトウェア産業の発展を後押しするため、優遇税制を継続していくと推測されます。関連する企業は、複数存在する新旧優遇税制の詳細な適用要件を慎重に分析し、自社にとって有利な優遇税制を積極的に選択していくべきといえます。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー

Email: [jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー  
白崎 亨

シニア マネージャー  
丁 琪忠

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[www.pwc.com/jp/tax-academy](http://www.pwc.com/jp/tax-academy)

## China Tax Update

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152 カ国に及ぶグローバルネットワークに約 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.